



奈良労働局発表
平成29年6月30日

【照会先】

奈良労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 弓場 祥光

雇用環境改善・均等推進指導官 渡邊 慎一

(電話) 0742-32-0210

報道関係者 各位

夏の生活スタイル変革《ゆう活》に取り組んでみませんか？

『早めの帰宅で子供のお迎えが楽になりました。』『夕方に家族の団らんができました。』

『所定時間外に開催していた会議を朝にシフトしました』…などなど。

これらは《ゆう活》に取り組んだ企業の声の一例です。

厚生労働省奈良労働局（局長：伊達 浩二）では「働き方改革」の一環として「夏の生活スタイル変革《ゆう活》」の推進に取り組んでいます。昼が長いこの夏に、夕方からの時間を有効に使えるよう、是非「朝方勤務」「フレックスタイム制」などの導入をご検討ください。なお「ゆう活にどう取り組めばよいか？」等働き方や休み方の見直しに取り組む企業には「働き方・休み方改善コンサルタント」がお手伝いします。



◆政府は「働き方改革」の一環として、「明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごす時間に充てる。」ことができるよう「朝方勤務」や「フレックスタイム制」などの導入により、夏の生活スタイルを変革する国民運動を《ゆう活》と名付け、各企業への取組を推進しています。

◆奈良労働局では「長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進」をはじめとした「働き方改革」の実現に向けて「奈良労働局働き方改革推進本部」を設置し、企業の自主的な働き方の見直しを推進するさまざまな取組を行っています。

◆《ゆう活》って強制的にやられるの？

→いいえ。《ゆう活》は、各企業において、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を行っていただくことが望まれます。

◆他の企業は《ゆう活》どうしてるの？

→《ゆう活》に取り組む企業の実例を、厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」で紹介しています。[\(http://work-holiday.mhlw.go.jp/\)](http://work-holiday.mhlw.go.jp/)

◆「働き方・休み方改善コンサルタント」ってどんな人？来てもらったら費用かかるの？

→社会保険労務士等の資格を持つ者等、労働関係法令制度に専門的知識を持つ人物の中から労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。企業にお伺いして行うコンサルティングは無料です。

◆「働き方改革」《ゆう活》については、どこに聞いたらいいの？

→詳しくは【奈良労働局雇用環境・均等室 ☎0742-32-0210】までどうぞ。

添付資料

資料1 《ゆう活》広報&コンサルタント申込チラシ

資料2 民間企業における「ゆう活」取組事例（厚生労働省）